



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会社名 株式会社イントランス
代表者名 代表取締役社長 麻生 正紀
(コード番号 3237 東証マザーズ)
問合せ先 財務・法務部部长 島田 勝博
(TEL 03-6803-8100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、定款の一部変更を行うものであります。

なお、取締役の責任免除に関する条文の一部変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

現 行	変更後
(取締役の責任免除) 第28条 (省略) ②当社は、 <u>社外取締役との間で</u> 、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) ②当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(監査役の責任免除) 第38条 (省略) ②当社は、 <u>社外監査役との間で</u> 、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(監査役の責任免除) 第38条 (現行どおり) ②当社は、 <u>監査役との間で</u> 、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年6月26日(金)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(金)

以 上